第１章に次の１節を加える。

第13節　合併に関する会計処理

第121　用語の定義

１　合併をする前の地方独立行政法人を「合併前法人」と、合併をした後の地方独立行政法人を「合併後法人」という。

２　「消滅法人」とは、合併により消滅する地方独立行政法人をいう。

３　「取得」とは、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された地方独立行政法人を合併前法人に含む合併をいう。

４　取得とされた合併において、合併後法人を「取得法人」といい、合併後法人の設立団体以外の地方公共団体のみによって設立された合併前法人を「被取得法人」という。

５　「設立関係の継続」とは、合併後法人の設立団体の一又は二以上によって設立された地方独立行政法人のみを合併前法人とする合併をいう。

６　「法人合併日」とは、合併前法人が合併をした日をいい、法人合併日の属する事業年度を「法人合併年度」という。

第122　取得の会計処理

１　取得において、取得法人は、被取得法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

２　取得法人は、被取得法人より移転する資産及び負債を時価で計上し、評価差額については資本剰余金を増額又は減額する。

第123　取得に係る注記事項

法人合併年度において、取得とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

⑴　合併の概要

被取得法人の名称及び事業の内容、被取得法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

⑵　財務諸表に含まれている被取得法人の業績の期間

⑶　法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第124　設立関係の継続の会計処理

１　設立関係の継続において、合併後法人は、消滅法人の純資産の内訳項目（資本金、資本剰余金及び利益剰余金）を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額で引き継ぐ。

２　合併後法人は、消滅法人より移転する資産及び負債を、移転直前に付されていた適正な帳簿価額により計上する。

第125　設立関係の継続に係る注記事項

法人合併年度において、設立関係の継続とされた合併がある場合には、次の事項を注記する。

⑴　合併の概要

消滅法人の名称及び事業の内容、消滅法人の設立団体の名称、合併を行った主な理由、法人合併日、合併の法的形式、合併後法人の名称、合併後法人の設立団体の名称

⑵　財務諸表に含まれている消滅法人の業績の期間

⑶　法人合併日に受け入れた資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第126　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第123の⑴又は第125の⑴に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第２章第２節第12の２の⑴中「第100」を「第102」に、「第110」を「第112」に改め、同節第12の２の⑷中「第98」を「第100」に改める。

第２章第３節第31の＜注29＞に次のように加える。

⑶　法第42条の２の規定に基づく出資等に係る不要財産の出資等団体への納付をするために売却した場合

第２章第７節第65の＜注47＞中⑥を⑺とし、⑸の次に次のように加える。

⑹　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出

第２章第７節第67中

「　　金銭出資の受入による収入　　×××」を

「　　金銭出資の受入による収入　　×××
　　出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による支出　―×××」に改める。

第２章第７節第68の＜注49＞中⑸を⑹とし、⑵から⑷までを１ずつ繰り下げ、⑴の次に次のように加える。

⑵　出資等に係る不要財産の現物での納付による資産の減少

第２章第７節第68の＜注49＞に次のように加える。

⑺　合併により承継した資産、負債及び純資産の額並びにその主な内訳

第２章第13節第７款第124を同款第126とする。

第２章第13節第７款第123中「(注82)」を「(注85)」に改め、同款第123の＜注82＞を＜注85＞とし、同款第123を同款第125とする。

第２章第13節第７款第122を同款第124とする。

第２章第13節第６款第121中「(注81)」を「(注84)」に改め、同款第121の＜注81＞を＜注84＞とし、同款第121を同款第123とする。

第２章第13節第６款第120中「(注80)」を「(注83)」に改め、同款第120の＜注80＞を＜注83＞とし、同款第120を同款第122とする。

第２章第13節第５款第119を同款第121とし、同款第118を同款第120とする。

第２章第13節第４款第117を同款第119とし、同款第116を同款第118とする。

第２章第13節第３款第115を同款第117とし、同款第114を同款第116とし、同款第113を同款第115とし、同款第112を同款第114とする。

第２章第13節第２款第111中「(注79)」を「(注82)」に改め、同款第111の＜注79＞を＜注82＞とし、同款第111を同款第113とする。

第２章第13節第２款第110中「(注78)」を「(注81)」に改め、同款第110の＜注78＞を＜注81＞とし、同款第110を同款第112とする。

第２章第13節第２款第109を同款第111とする。

第２章第13節第２款第108中「(注77)」を「(注80)」に改め、同款第108の＜注77＞を＜注80＞とし、同款第108を同款第110とする。

第２章第13節第２款第107を同款第109とする。